

Title	第十三世紀英国の政治思想
Sub Title	
Author	模, 智雄
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1926
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.20, No.2 (1926. 2) ,p.179(39)- 210(70)
JaLC DOI	10.14991/001.19260201-0039
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19260201-0039

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

相殺によりて産業の利潤は總べてに於て同額なりと主張するときは、最も普通一般なる經驗上の觀念と遠ざかる。……(9)。

(8) Traité, Liv. II, ch. 9, § 1. (tome II, p. 354-5. en note)

(9) Cours, Ve Partie, ch. 8. (p. 329)

(10) Traité, Liv. II, ch. 7, § 1. (tome II, p. 262-4.)

斯くの如くに資本の利子及び産業の利潤の平均的傾向を否認することは、産業の利潤と資本の利潤とを別個の所得項目として取扱つて居ること、並びに各種所得項目の全部を擧げて之を生産費の一部たり價格の構成部分たりと做す(10)ことと共に、當時の學者の所説の間に伍して Say の分配各論に異色あらしむる主たる點に數ふべきものであると信ずる。

(11) 九—一〇頁の註(1)参照。

第十三世紀英國の政治思想

檣 智 雄

一、緒言。二、制度に現れたる自由主義。(イ)マクナ・カルタの思想。三、(ロ)此思想と法制及び反亂(Baron's War) 四、自由主義的學說(Song of Lewes 及び Bracton) 五、一般中世政治思想との關係。六、總括

一

中世の英國社會は所謂 *Communitas Communitatum* にしてギルド、修道院、又は州の如き共存團體の集合に由つて社會を構成し、教會、都市、封建諸侯、僧侶、商人の如き階級が夫々の自由 (*Libertas*) を要求して自治權乃至宗主權を保持し、最高權力に由る統一存せず所謂 *imperium in imperio* は其政治組織の特長なりとせらる(註一)。此結果は中世に於て近世國家に見る主權の存する事なく、王權の如きすらも私法的なる財産權上の解釋を受けた。尤も第十一世紀以後、教會と帝國の抗爭始つて、各自殊に後者が羅馬法に謂ふ「皇帝の決する所凡ては法の力を有す」との格言を主張せるも

のがないではなかつたが(註二)、一般の政治思想及び制度は此格言及びJohn Austinの主權の觀念と相容るゝものではなかつた。要するに中世に於ては思想並に制度上にも法の上にあつて之を作成或は改廢する最高權の保持者が存しないのである。而も此思想此制度の最も明確に現るは第十三世紀の英國で、此原則に基礎を置く王も亦法に従はねばならぬとの英國憲法の特長なる憲法主義(Constitutionalism)の確立したのも此時代である。蓋し英國に於て憲法政治とは畢竟專制君主政體に對立する制限君主政體即ち法に従ふ政治を意味するに外ならざるを以てある(註三)。

從來斯る自由主義的なる英國政治制度を論ずるに當つて、其起原をチュートンの原始的社會に求めんとするが常で、政治上の自由主義を云々せんとせば Anglo-Saxon principle, Anglo-Saxon freedom に言及するが慣例となつて居る。過去一世紀間に於ける此原始社會に關する論争なるチュートン、羅馬兩派の説く處は此處に述ぶるの要がない(註四)。チュートン制度の凡てを目して、換言せば其侵入時代たる中古を以て、人類文化の破壞時代にして、以後の中世は野蠻迷信、理智なき時代であ

るとする(註五)文藝復興期及び其以後の古代希臘羅馬のみを謳歌せんとする *Byzantinophilie* の信奉者も、又凡ての制度或は文化の起原を羅馬に求めんとする拉典系の學説も、共に感情に陥るものと云はねばならぬ。然し又凡ての自由主義的制度なり思想を、獨逸系の原始社會と結ばねばならぬとすることも誤謬たるを免れない。結局英國政治制度は双方に負ふ處のもので、中央的王權は羅馬帝國に附隨する原則で、此思想無くんば散漫なる分散的の地方的政治體に過ぎなかつたらうし、又此思想のみが有力であつたなら、中世の英國王は絶對君主であつたらう。其然らざるは分散的要素なる強き獨逸系の思想に歸せねばならぬ(註六)。又然し自由の徑路を具に辿る時は此以外に種々の動因を發見するのである。既述の如く中世の自由とは封建諸侯や教會又は都市等の中央權を拒否する分散的の專權の謂であつて、一般人民の自由は寧ろ集權的なる君主の權力の増大に俟つ事が大であつた。統一的法制に由る法律上の自由平等の如き其例である。同時に此王權の増大が專政に傾くは自然にて、之に對する反抗は又自由主義の促進となり、人民代表の制度の如き之に負ふ處大であつた(註七)。專政に對しては如何にせば最も

有効に抗し得べきか。王とは如何なるものでなければならぬか。第十三世紀英國は是等問題に對する最も顯著なる活動の時代である。吾人は以下に此時代の法律並に政治が那邊まで此思想を表明するか、又政治の事實と離れて抽象的の政治學說の理想は如何。更に此學說は中世一般の政治思想と如何なる關係を有するかを檢して政治及び社會の變遷に對して此世紀の有する意義を概観せんとするのである。

二

註一 横英國中世の政治權力と社會組織。三田學會雜誌第十八卷第四號。

註二 “Quod principi placuit legis habet vigorem” The Institutes of Justinian, Bk 1. Title 11. 6. trans. by J. B. Moyle 更に此格言を帝國に適用をせざる事實に關しては F. Alger, Essai sur l'Histoire des Doctrines du Contrat Social, 48. 參照。

註三 G. B. Adams, The Origin of the English Constitution, 1-3; Ibid, ch. 1. Note A. “The Limited Monarchy and the Constitution,” 41-44 第十八世紀に於て Blackstone と亦王は法の下にあるを説く。唯其途背の場合には法は如何にすべきかを教示する事なく之は結局其時代其場合の適宜の所置に委ねられらぬとする。Sharwood's Blackstone's Commentaries, 1. 245.

註四 論争に關しては Alfons Dopsch, Wirtschaftliche u. Soziale Grundlagen der Europäischen

Kulturentwicklung 1. Hsiter Abschnitt; P. Vinogradoff, Villainage in England, Introduction. 參照。

註五 Voltaire 又斯く信じ Alle die Zeiten des Mittelalters sind für ihn(Voltaire) Jahrhundert der Barbarei, der Schrecken und des Aberglaubens, vernunftloser Wundersgeschichten, ein ungeheures Negativum aller Kultur! Ibid, 6.

註六 Sir Francis Radgrave, quoted in Vinogradoff's Villainage in England, 12-13.

註七 Ford, Representative Government, ch. IX.

二

英國の政治的自由を論究するに當つては必ず第十三世紀初頭のマグナカルタを引用し之を一般國民が王に對して獲得せる憲法上の大勝利なりとするを常とする。一二一五年 Runnymede に於て王に對し貴族 (Barons) のなせる要求は自己の階級に屬する利益特權の主張ではなく、王及び貴族に對する全人民の權利の保證で、一章毎に人民の權利は貴族の權利と共に揚げらる。大憲章は實に國民が一體としてなせる行爲の初てのもので、課税に就て國民は承認の權を有すと云ふ如き、重大なる憲法上の原則を定めたのである(註一)。又曰く大憲章は英國人自由の鍵で、此後に獲たる所は單に之が確證と註釋に過ぎぬ。凡て他の法にして一掃さるゝとも此憲章にして残らんか、英國は專制君主政體の國であり得ない(註二)。然

し自由主義と殆ど離すを得ぬ様に考へらるゝ同憲章も仔細に檢すれば決して斯く簡單に論じ去るを得ぬ。否寧ろ之と反對の事實に逢着するのである。即ち同憲章は國民一般の自由の保證にあらずして寧ろ封建諸侯及び僧官等當時之を要求したものが其權利が王に由つて侵害せらるゝや、之を保護維持せんとて立つて獲得した一個の保守退嬰的の條章である(註三)。此點は同憲章の性質を觀察せば最も明瞭である。

其當時マグナカルタに就て記するものも同憲章が課税に對する承認とか又は王に對する國民の團結とかに就て何等語る事がない。同條章を獲たる集會は英國の全貴族(*tota Angliae nobilitas regni*)であつて、憲章自身は王と貴族との間の媾和(*quasi pax inter regem et barones*)であるとする。又其要求は僧官貴族(*magnatas et nobiles*)の反抗で、John王自らも之を朕と貴族の間の不和(*discordia inter nos et barones*)として、之を一種の媾和條約と認むるに由つても其一般を知る事が出来る(註四)。更に規定の内容を見れば其全章は著しく封建的なるを知る。其六十三ヶ章中二十四は封建的要求で其大部は中半以上にあつて、是等が憲章の主要部なるを表明し

て居る。諸侯の封建的權利、王の負ふ封建的義務に關する規定は顯著で、其一瞥は直に大憲章は王が封建貴族に對してなせる大讓歩なるを覺る事が出来る(註五)。此以外に直接間接に封建關係のもの十餘ヶ章を擧げ得べく、其殘る大半は此時代の一時的の事件を取り扱へるものである。要するに大憲章は第十三世紀初頭に於ける封建慣習の主張で、其原則を表明し、諸侯の利益保護を目的とした。人民自由の法典なりとし、又は課税承認の人民權利の憲法的制定なりとする *Subs* 一派の舊學説は到底認容するを得ぬ。此課税承認權の論の、由つて起る第十三及び第十四章の如きも(註六)結局は封建的徵金に關する規定で、王の此點に關する義務を明にし、決して一般租税の如き思慮の上に基礎を置く原則の制定ではない。

斯く論ずれば大憲章は久しく信せられし如き人民一般の自由を制定するものでもなく、又進歩的のものでもない。寧ろ保守退嬰的のもの云ひ得る。然し大憲章が封建慣習を條章の上に表明して、之が王に由る遵奉を強要せる所に、一般人の自由にあざざれど、封建的政治思想を現して憲法及び政治生活上に自由主義の原則を確立した。之を知らんとせば先づ其第六十一章に就て觀察するの要が

ある。同章は王が大憲章規定の事項に違背の場合の強制規定であつて、曰く、貴族は二十五名を選び、此二十五名は全權を有して規定の治安及び自由を維持せんとす。而して茲に云ふ自由とは諸侯及び同憲章中に規定する教會都市の自由を意味するは無論である。若し王にして是等自由を侵犯して改めざる時は、上記の二十五名は「全民の援助の下に其城郭を占領し、土地及び其他の所有物を没收し、凡ての方法に由つて強制し且つ迫る事を得」と定めて居る(註七)。之れ實に反亂權利(right of rebellion)の制定と云ふも過言ではない。若し之が假に合法的の手段なりとせば其思想は何に基くか。或は之は全然法的の根據を有せずして、單なる貴族に對する王の一個の約束に過ぎざるか(註八)。吾人は第六十一章を以て封建的原則を表明し封建的政治思想の發露であるとし、大憲章は舊學說の意味の如き自由主義のものではないが、之が封建原則の表明なるの理由に由つて自由主義的制定なりとせんとするのである。

封建制度は其根本に於て治者と被治者との間の契約であつて、此契約關係は治者及び被治者共に義務を負ひ、其違背は強制されるのである(註九)。而して此思想は當然専制政治とは相容るゝを得ぬ(註一〇)。凡て封建制度に於ける王は制限的君主で、封建制度の歴史は王に對する制限の強要を實證する(註一一)。大憲章の制定する處又此範圍を出でず、此制定に由つて王は、封建慣習と一致する一體の法存在して拘束せられ、之に違背するを得ずとせらる。違背の場合には第六十一章に由り遵奉を強制されるのである。「貴族のなせるは封建契約上の義務の正當なる遵奉の要求であつた」(註一二)。「其主眼とする處は王の侵害せる點を法とするにはあらで、其過去の行爲に就て法律的の性質の明なる承認を得て、將來斯る行爲に對する強制機關の存在に同意せしめんとしたのである」(註一三)。此點は更に Holdsworth 教授に由つて明にさる。曰く、マグナカルタの歴史的意義の一は憲法政治の重大なる思想を適確な法律的文字を以て現す點である。大憲章中には法の基礎を破壊し、又は王の政府の秩序を亂さんとする如き企圖は全然ない。然し、參政を熱望する結合せる Communa totius terrae の存在を明にし、法の施行上の弊害を矯正する力の所在を確にした。法は唯王の力にのみ由り發達したと云ふ時代は去り、王權を制限し法の作成に關する一集團成立の時代が始つた。Common law は

安全にして、王は制限され、此制限を完全にするに由つて法は最高たるを得るのである(註一四)。因に英國議會制度は此世紀の發達に負ふ處大である(註一五)。

註一 Stubbs, Constitutional History of England, i. 570; also quoted in Petit-Dutailis, *Studies Supplementary to Stubbs' Const. Hist.* 127.

註二 Hallam, *Middle Ages*, ii. 116. (Armstrong's Hallam's Works, 1882)

註三 此註に關する論文 "The Great Charter," Petit-Dutailis, op. cit. XII 參照。

註四 Ibid, 135.

註五 McKechnie, *Magna Carta*, 116; 各章の性質に關する分類に就つては G. B. Adams, *The Origin of the Engl. Const.*, 209-210; Petit-Dutailis, op. cit. 136-137 參照。

註六 第十二章は封建的徵金なる aids の範圍を定め、更に他種類の徵金なる Scutage 及び倫敦よりの徵金は國の集會の承認をなければならぬを定めた。Ibid, 248.

註七 "...if we (King) shall not have corrected the transgression.... those five and twenty barons shall, together with the community of the whole land (cum Communa totius terre), distrain and distress us in all possible ways, namely, by seizing our castles, lands, possessions, and in any other way they can,..." Ibid, 467.

註八 Petit-Dutailis, op. cit. 144.

註九 橫社會契約論の起原を封建制度史學第三卷、四八四—四八九參照。

註一〇 Carlyle, *Medieval Political Theory in the West*, iii. 74.

註一一 G. B. Adams, op. cit. 171.

註一二 Ibid, 221.

註一三 Ibid, 277.

註一四 Holdsworth, *History of English Law*, ii. 216.

註一五 議會制度の發達を自由主義の關係は密接の關係を有すべきも限りある此文のよく包含する處にあらざれば他日に讓る。然し自由主義の見地より觀察せば、マグナ・カルタ及び其直接の影響の下に諸制度よりは間接的のものなるは疑を容れぬ。故に次項に於ては主として是等直接のものに於て述ぶる。尙ほ占部英國々會の起原並に進展、第六章參照。

三

王は絶對にあらず、一定の義務を有して其行爲は法に従はざるべからずと封建契約の原則にして、マグナ・カルタの思想も亦此處に存するのである。而して此思想は此世紀を通貫する他の諸制度並に諸事件に就ても明瞭に窺ふ事が出来る。一二一五年最初の大憲章に續く更改、確證、及び再發布を通じ、又一二五八年のオックスフォード條款(The Provisions of Oxford)に於て、更に此思想の頂上とも稱すべき Simon de Montfort を頭目とする一二六四年の反亂(Barons' War)に由つて、此信條の

如何に根底深きかを察知するを得るのである。

大憲章は Henry III (1216-1272) の治下に一二一六年同一七年及び同二五年と三度發布され、此最後のものが其後に效を及ぼす大憲章であつた。又一二二三年、同二五年及び同三七年並に Edward I (1272-1307) の治下の一二九七年の前後四回に亘つて王に由り其規約が遵奉さるべきが保證された。主なる變更は強制條項の第六十一章が最初の大憲章を限りとして削除され、又第十二及び第十四章の王の專斷徵金の制限の章が除去されしも之はやがて復活した(註二)。斯く見る時大憲章は全世紀を通じて常に他を措いて遵奉さるべき重大規定なりしは疑ふを得ぬ。唯一二一五年貴族の行動の性質を最も良く説明する第六十一章の削除は何等か根本思想に變化を來せるにあらずやとせんも、王は此規定に服せねばならぬとの精神には毫末の相違もない。然し是等再發布及び確證に於ては四圍の事情は一二一五年の事情とは相當の推移を経て居るが看取せらる。而して此差異は文明の二時期を劃するものとすべく、政務は單に王の利益及び臣下に關聯するものに止らず、此以外に保護されねばならぬものが存すとさるゝに至つた。王の利益の

上に一般社會の利益存し、之が保護は王及び其側臣の義務である。一二一五年に於て諸侯の封建裁判權の要求は重大であつたが、今は殆ど斯る私的裁判權を願ふものがない。要求の形式は依然として封建的であつた。然し其精神は大なる變化で、大憲章の意義は其特殊の事項に就てはなく、唯其一大原則に就てのみであつた。即ち王は決して侵犯するを得ぬ一團の法、一團の權利の存するを認めねばならぬ。法の目的は治者の專横に對する保護である。王の嚴守を求むる他の方法なくば、之を強制するも合法的で、其支配權を一時停止するも可である。大憲章の再要求は新にして廣き原則の建設であつて、即ち此原則は政治は被治者の爲めになさると云ふのである(註三)。再發布、確證の要求毎に此點は益々明瞭となつて、此原則に由りヘンリ三世の誤謬多き政治は對抗せられた。結局大憲章第六十一章は其根本觀念であつて、一二五八年オックスフォード條款は此點の一層の改良であつた。

オックスフォード條款は王の側と貴族の側より各、十二人を選び之に由つてヘンリ三世の宮廷より悪政の原因なる外國人の政治的勢力を驅逐して政治を常

道へ回収し、更に十五人の集會を形作り王は必ず此集會の忠言を受けねばならなかつた(註三)。此新なる制度は王の専制を破らんとするもので、人民の利益を考慮するもの、手中に王の大權を委ねんとした(註四)。同條款は即其起原を大憲章に發し、王を制限せんとする根本觀念を採用し、其目的とする處は、王の無視せんとする社會の利益の確保であつた。王は法に従ふとの同一思想は、又サイモン一黨の貴族の反亂に由つて表明さる。此反亂の理想は當時幾多の政治詩の一なる Song of Lewes が最も明瞭に傳ふ。吾人は之を更に詳しく述ぶる所があらう(註五)。

斯く第十三世紀英國の政治制度の特長をなすは、王は法の下にありとの制限的君主制の原則であるが、此處に云ふ法とは果して何であるか、又法に對する解釋學説は如上の原則の促進に如何なる關係を有するや。學說的の部分は後に殘して此處には法制より來る法の性質と此特長を有する政治思想の關係に就て見やう。第十三世紀は假令、法なる言葉には何等定れる處なく種々の文字を用ひたれど、漸次にある權威の下に制定さるゝ法と然らざるものとの區別を生じた。而も未だ制定法(Statutes)と然らざるものとの關係、又法と慣習との關係、又實際の法(Law as it is)と理想法(Law as it ought to be)との關係に就ても何等定れる學説がなかつた。

唯第十三世紀の終末エドワード一世の下に幾多の制定法が發布さるゝに及むで、法は凡て制定的でなければならぬ、従つて凡ては王の口を通じて發せらるゝとの風潮を生じた。然し王の法律家は法は改良するを得れども之を變更し得ずとし、王は社會各階級の集會の承認なくして法を越ゆる命令は發するを得れど、法に反するものは發するを得ずとした(註六)。斯の如き法に對する解釋は法の性質上よりして制限君主制の思想に合致するものであつた。法が斯く解釋さるゝに至つた原因に就ては、必ずしも第十三世紀に待つを要せず、之より早き第十一第十二の兩世紀に於て既に見る事が出来る。英國の古き慣習に従へば法廷に於ける訴訟者は裁判官であること云ふのが其第一原則であつた(註七)。此事實は王の法廷とても早き時代の幾多の Communal Courts を選ぶ事なく、此點に發して法廷の訴訟者は法の眞の説明者なりとの考が起るは自然であつた。之は當然法は最高にして凡てを主宰すとの見解を強めざるを得ぬ。更に裁判官をして法の發生は王よりにあらず法廷よりなりと信せしめ、法は王とは獨立のものさるゝに至つた(註八)。

法は王をも包含する凡てのもの、行爲を束縛する規則であるの觀念は、斯る制度の上よりも亦發達し、全社會の維持は法を維持するに由つて得るとされた。而して此思想は議會制度の發達と共に強められ、議會も法律家も共に王の大權は一定の規則及び制限に服すべき法の作成物なりとした(註九)。

註一 McKechnie, *Magna Carta*, 139 以下。G. B. Adams, *The Origin of the Engl. Const.* ch. VI. 概英國中社會の法的基礎と其變動」史學四〇—四三參照。

註二 Adams, *op. cit.* 291-293.

註三 Stubbs, *Select Charters*, 9th edition, 385 (trans.)

註四 H. W. C. Davis, *England under the Normans and Angevins*, 450.

註五 本稿四參照。

註六 法を表象するに *ius regni, lex regni, lex terrae, ius et consuetudo regni, lex et consuetudo, leges et consuetudines, lei de la terre, lei et droit de la terre* の文字が用ひられた。Pollock and Maitland, *History of English Law*, 2nd edition, 1. 175. 法の觀念に就ても同上參照。

註七 <ヘンリ二世の法(Leges Henrici)>に由れば裁判官は自由土地保有者(此觀念に就ては上掲史學第二卷拙稿二項及四項參照)なる州の貴族にして、人は單に同輩 (Peers) に由つてのみ裁判せらるゝの原則の上に立ち訴訟者は裁判官にして、王の吏員たる sheriff は單に裁判を輔裁するに過ぎず。Heldsworth, *A Hist. of Engl. Law*, 1. 10-11; Maitland, *the*

Constitutional Hist. of Engl., 169-170.

註八 Holdsworth, *op. cit.* 11. 195-196.

註九 Vinogradoff, *Constitutional Hist. and The Year Book, The Law Quarterly Review*, XXIX. 280.

四

上述せる所に由つて略、第十三世紀の諸制度に現はるゝ政治思想乃至は憲法上の原則を觀察した。絶對政治を拒否する原則は單に制度の上に於てのみならず、抽象的なる理論の主張に於ても見る事が出来る。以下に吾人は主としてルウ・スの歌 (*The Song of Lewes: Carmen de bello Lewensis*) に就て王の職務に關する其主張を觀察し、當時の偉大なる法律家 Bracton の説と比較する。此比較はやがて王に關する抽象的なる思想と其憲法的解釋なる實際政治との關係を物語るであらう(註一)。既述せる如く幾多憲法上の抗争は遂に反亂 (Barons' War) となつて其極點に達した。此反亂に關しては多くの政治詩歌の現はれて、其英佛語に書かれしものは一般的に讀まれたるが、此處に擧ぐるルウ・スの歌は拉典語に由つて書かれたれば従つて讀まるゝ範圍は限定された。識者の間に於ける宣言文と見る事を得

やう(註二)。著者は多少オックスフォードに於て教育され、サイモン並に其一黨の憲法主義に同情を有する Franciscan 派の一僧侶で、其書かれし時期は未だサイモンの権力を振ひしルウ・オースの戦後の一二六四年であらう。ブラクトン亦貴族黨に同情ある法律家にして、英國法制史上に於ける彼の地位は第十三世紀を以て「ブラクトンの時代」と稱するに由つて明である(註三)。是等兩者の思想を觀察するに當り、吾人は便宜上第一に王なる觀念及び其職務に就き、第二に法の觀念及び之に對する王の關係の二項目に分けて檢せん。

ルウ・オースの歌は王は單に地上に於ける神の代表者なりとし(註四)、他の中世政治學説と等しく凡ての権力は神より發すとする宗教的見地に立つて王の神に對する關係を説いて居る。眞の意味の王者は唯神のみにして、純なる其權威に由つて世界は統治せらる。其統治に就て全智全能の神は何等助力忠言を要する事なく、其光輝は凡てを凌駕し、其民の統治に就ては自己の下に王に委託す。而も委託を受くる王は誤ち、自力のみにては頼むを得ず、勇氣を有するとも唯之のみを以ては敵を征服し得ないのである(註五)。ブラクトンの説く處又凡ての権力は神に發

し、王は要するに神の意思を司る僧侶である。無論王は其權力に於て臣下に超絶し、又同輩(Peers)をも有する事なしとするが、王は神の僧なるの故に正しきもの、外は此地上に於てなすの權利を與へられて居ない。蓋し正は神に發し、不正は惡魔より來るを以てある。若し王にして邪道に陥り其委ねらるる民を壓せば、彼は惡魔の僧で又暴君である。王は自己を法に由つて禦せねばならぬ。王は正義の保護者である(註六)。

王の性質既に斯くの如くなれば、其義務の何たるかは見易き所である。ルウ・オースの歌は此點を説いて云ふ。「王をして一般幸福に代るに己の幸福を願はしむる勿れ、王の人の上にあるは己の生活をなさんとてにはあらで、民の安固の爲めにである。……多數を救ふは王の名譽にして、……其義務を果したのである。……王にして唯神の徳のみを求めなば王は其國土を正しく治め誤つ事なし。神を知らば王は正義を凡てに示す事が出來る(註七)。凡て善良の政府の目的は凡てのもの、幸福を求むる事にある。更に曰く王の義務は壓制にあらで、保護にある。王にして愛せんか、愛せらるべく、正しき政治をせんか、賞讃せらるべし(註八)。其然ると

否とに由つて眞の王 (rex) と暴君 (tyrants) との區別が生ずる(註九)。而して後者に對する抵抗權の論が成立する。「凡ての王をして神の下僕なるを知らしめよ。其政治は單に神の光榮のみを求めしめ……神に對する義務を自覺せしめよ。若し然らずば王は神の聖旨を無視するものにして、民は神のものなれば、斯る王に服従するの義務はない(註一〇)。又同じく抵抗權を説いて曰く「若し王誤をなさんか、其地位より呼び戻され、若し未だ改めねば、不當に壓迫さるゝものに由つて拒否せらる(註一一)」。サイモン一黨の王に對する反亂は斯くて是認さるゝのである。

王の性質義務と關聯して、歌は王の忠言者の必要と其資格を説く。一個の目標に到達せんとする凡ての人は先達を要す。殊に王の先達が最善の人なるか又は惡人なるかは實に社會の利害に關する所である(註一二)。指導者は單に人に止らず、法も亦有力なる指導者である。之は後段に述ぶる所である。是等の指導は王を束縛するか。然らず、制限は必ずしも眞の自由に反せぬ。惡を爲さんとするを制止するは王を奴隷とするにあらず……王の最高の徳を發揮せしむるを意味す。故に王をして惡に落つるを防ぐ忠言者は王を束縛するにはあらで、自由にするの

である(註一三)。

王は法の下にありとは此世紀を通ずる自由主義の主張なるが、ルウ・オスの歌も亦此例に漏れぬ。唯此處に云ふ法は一國の法の意味ではなく、神の法、自然の法、正義の意味であつて、一般中世政治思想と共通の觀念である。「神聖なる此法は謂はる神のなす貴重なる贈りもので、法は光明であり、之なくては王を正しきに通ずるを得ない(註一四)。又た神の法に反する法は正義たるを得ざれば、神の法に反する王の命令は法たるの力を有せざるは當然である。故に王は神の法の下には絶對的服従を強要せらる。「此法を有せざる王は邪道に陥り、法を有せざる之を遵奉せざる王は誤謬をなすのである。法の存在は正當の統治を可能ならしめ、其缺乏は一國を騒亂の渦中に導く。法は斯く云ふ By the Kings' reign, by me is justice shewn to those who make law.」嚴として輝く法は王の手に由つて變更すべからず、寧ろ王は法に由つて變化する自己を確保せんとするのである。法に頼らんか王は確實なれど、背かんか、彼は蹣跚めかざるを得ない。或は言をなして王の欲する處、法は退く (As King wills, the law goes.) と。眞理は然らず。何となれば法は炳乎として恒久なるに、

王は一時的にして盛衰常なきを以てある。

ブラクトンの説く處又之と同じ。其然るは既に述べたる王の性質に關する見解の當然の結果である。王の權威とは畢竟正義の權威の意にして、之法である。正義即ち法のみが神より受くる權威で、善政とは此法に従ふの義なる故に、此場合に於てのみ王は神の僧たるを得。然らざれば悪魔の僧である。王なる稱號は結局法に従ふに由つて受け、其力の制限は法に由つてなざる(註一六)。然し法律家たるブラクトンの論ずる所は單に抽象論に止まらず、王の従はねばならぬ法は具體的であつて、之を Common law であるとする。ヘンリ三世の治下に於て王が法に従はざれば如何なるべきやは、單に學說上の議論でなく事實上の問題であつた事は既述の如くである。此事實であつた貴族に由る制限制裁もブラクトンの説く處に由つて考慮されないではない。然し明確なる要點は Common law は最高のものであつて、之への服従を要求して居る。之は英國憲法の特長を明にしたものこと云ひ得る。彼は未だ王の實際に法を破棄せる場合に如何なる手段に出づべきかの具體的なる制裁に就ては考へて居なかつた(註一七)。

註一 此處に注意すべきは如何に第十三世紀の政治的階級制度が「王は法の下にあり」との抽象的學說に合致するに雖も、之に由つて階級制度の然るは學說の影響に由るものとするは早計である。マグナ・カルタの思想は封建思想にして此後の制度は大憲章の影響に由ること云ふべきで、大憲章は要するにある場合に存すべき政治上の實際的先例を確立したので、其後の行動は之を先例とする事が出来たのである。階級制度と抽象的學說は獨立的で其因果の關係には餘りに重きを置けぬ。舊制度及事件に關する理論的解釋又は辯明として觀察するを適當とする。

註二 The Song of Lewes, edited with introduction and notes by C. L. Kingsford, Oxford, 1890. Introduction, vii.

註三 Pollock and Maitland, Hist. of Engl. Law, I. ch. vii; Holdsworth, A Hist. of Engl. Law, II. 234. ハンソンの著作は G. E. Woodbine 氏の手になつて最近の出版あれど筆者は未だ手にせず。

註四 The Song of Lewes, 641-642, 701. (「ロッキンの歌」を参照する數字は行數を示す、以下之に習ふ。)

註五 Ibid, 641-642.

註六 Carlyle, Mediaeval Political Theory in the West, III. 34-35.

註七 The Song of Lewes, 900-975.

註八 Ibid, 720-740.

註九 抵抗權なる一個の學說としては更に次項に述ぶる John of Salisbury の説並に
尙ほ之が第十六世紀の政治思想の關聯に於て述ぶる R. Treumann, Die Monarchomachen, 43.
横宗教改革期政治學說上のチュードゥン王制法學研究第四卷第二號六三參照。

註一〇 The Song of Lewes, 700-710.

註一一 Ibid, 720-740.

註一二 Ibid, 760-810.

註一三 Ibid, 660-680.

註一四 Ibid, 850-860.

註一五 Ibid, 860-880.

註一六 Carlyle, op. cit. III. 35.

註一七 Holdsworth, op. cit. II. 255.

五

以上に於て吾人は第十三世紀英國の政治思想の一般を制度並に學說の上に見た。此思想が歐洲中世思想と如何なる關係にあるやを觀察するは其地位を明瞭ならしむる點に於て必要である。更に之は是等思想の根元に就て檢する事ともなる。如何に上述の議論が中世に共通なりしやは第十二第十三兩世紀の代表的

思想家たる John of Salisbury (1110-1180) と Thomas Aquinas (1225 or 1227-1274) に就て見れば之を容易に知る事が出来る。第十二及び第十三の兩世紀は中世文明が最も其特色を表現し、且つ其最高調に到達せる時であつて(註一)、是等兩者に就て中世の政治思想を見んとするは時代の點よりするも當然である。

由來中世政治思想の特長は統一の原則であつて此統一の中心を神に求めんとした(註二)。而して之が神學と密接の關係にあるは無論、教會の勢力の擡頭と共に盛となれるは又自然の事である。若し此學說の起原を求むるならば教會最高の思想に關係ある凡ての事項例へば羅馬帝國の傳統や、聖ペテロの羅馬教會建設の傳説、或は凡ての信條の解釋禮拜は教會に由らねばならぬとする慣習に歸すべきであらう。然し更に近き起りを求むるならば第十一世紀初頭の Cluny の修道院に起た教會の革新運動にして、其主張の實現は教皇 Gregory VII の手に由つてなされた。第九世紀の初め神聖羅馬帝國の成るや皇帝は神の政府の統一と秩序を地上に代表するものとせられたが、グレゴリは之に一顧も與へず、皇帝の政府を以て救濟すべからざる罪惡より成るものにして、僧侶は俗世のものゝ上にありとして

俗世的政治權力の支配權を主張した。若し斯る俗世的權力存在せざれば、夫は教會の承認して建立さるゝもので、教會に對して忠誠をなす義務を有するものとした(註三)。要するに神は凡ての權力の出發點であつた。之に立脚して王の地位を從屬的制限的のものとなせるは當然で、グレゴリ七世の主張を擁護せる *Alasia*, *Lauterbach* の *Manegold* の説く處は最も代表的である(註四)。「王とは自然の名稱にはあらず、職掌上の名稱である。又人民は暴君たるの自由を附與せんとて長上として戴くのではない。上に戴くは畢竟凡ての暴虐に對して自己を防衛せんとてある。暴君たれば忽ち王は其權威を消失して、人民が其支配より免るゝは當然である。暴君的行為は即ち契約を先づ破れるものなるを以て、人民は最早服從の義務を有しないのである(註五)」。グレゴリの説かんと欲する處は人民に最高權を與ふる事斯る點にまでは及ばぬ。唯王の從屬的地位に關しては此説ほど極端にして教權を擁護するものはない。

John of Salisbury は王を理想化して、之に最高の地位を與へんとす。曰く「王が自由なりとして、凡ての決定權を有し、其欲する處法たるの力を得るは王が理想の狀態にある時に於てのみである。而して斯る狀態とは唯正義を愛好し、之を嚴守し、私の慾念に驅らるゝ事なき場合にこそ、王は法に獨立して永久的なる權威の地位にある。王は地上に於ける神の表象にして、其力は神の力である(註六)。斯く論ずるを見れば、ジョンは絶對君主制を説くに似たりとせん。然し王を斯く理想的に考慮するは教權の更に高きを思はしむ。王の受くる權威は教會より來り、凡ての法は神の法に合致するにあらざれば效なく、王の命令は教會の律制に適合するにあらざれば又何の力もないのである。宗教は政府の精神である。斯くの如き條件の王の地位に缺くを得ぬはジョンの抱く抵抗權の見解に於て著しきを見る。此理想の王に當らざるもの、即ち暴君は之を拒否するに所謂 *Tyrannicide* を承認し、之は單に合法的たるのみか此舉に出づるを義務なりとして居る(註七)。

中世思想の凡ての特質を、從つて政治學說に於ても等しく一個の系統に組織せるは *Thomas Aquinas* である。今彼が王に就て説く處を瞥見するに、王制を以て政治組織の唯一の形式とはしない。即ち最高の政治權力は多數の手中にある場合もあれば、少數者又は一人の手中に存する事もあり得るとする。然し民主政治貴

族政治も無論合理的にはあれど、政府の目的たる社會の統一は單一なる支配者の下に最も完全に發揮せらる。暴君より區別さるゝ眞の王は其職務に献身的に忠實なるべきで、王の其領土に對する狀は恰も神の宇宙に對する如きものでなければならぬ(註八)。然し王は同時に種々なる制限に服す。第一に凡ての政府の目的は永久なる幸福に對する地上の準備なる故に、王は精神上の凡ての權力を覇握する僧侶殊に宗教上の命令を發する教皇の下にあつて之に服従せねばならぬ(註九)。第二に王は法の下にある。而して其謂ふ法とは種々あつて、永久、自然、人及び神の法が存在する。永久の法とは神の意思に外ならずして、他の凡ての法は之に發す。自然の法とは理性あるものが此永久の法に合一せんとする規準で、人の法は此の自然の法に一致せざれば法たるを得ぬ。又人の行爲は常に誤つを以て單に外部的に律するものゝ外に内省の規準たるべき法が必要で、之れ教への法(Divine law)である。斯くて法は其何れたるを問はず窮局する處神の意思より發する(註一〇)。「人事に於て正なりとするは自然の法たる理性の規準に一致するが故であつて、人の法は必ず之に一致せねばならぬ。之より遠かるは最早法たるを得ぬ(註一一)」。換

言すれば神意に反するは法にあらず。「王の欲する處法の力を有す」との格言は唯此神意又は自然の法に合する限りに於てのみであつて、王は之より一步をも踏み出すを得ず、此條件に由つて眞の王たるの資格を有す(註一二)。

第三に王は人民の意思を尊重すべきで之又王の制限である。而して王にして上記の義務服従を怠らば人民は當然王に服従を拒むで抵抗する事が出来る。唯此抵抗は抵抗に由つて除去せんとする害悪より一層大なる害悪を齎すものであつてはならぬ(註一三)。誤れる政治の救済は合法的たるを要する點こそはトーマスをして世襲王制よりも選舉的の王制を望ましめ、之に由つて絶へず王の權力を制せんとするのである(註一四)。彼が抵抗權を説くに當つて Tyrannicide に反對するは一個人の判斷は一般の下す判斷程正しきを得ぬと云ふにある。若し王の上は何等かの權力者あらば誤れる政治よりの救済手段は此の力に由るべきで、若し斯るもの存せざれば神を信賴して忍耐すべしとして居る。抵抗權に就て極端中庸の差はあれ、中世政治思想の代表者なるジョオン及びトーマスは王を論ずるに當つて王を絶對とせず、必ず制限を受くべしとするに於て一致する。

- 註一 Maurice de Wulf, *Philosophy and Civilization in the Middle Ages*, 12-15.
- 註二 Gerke, Matiland's trans., *Political Theories of the Middle Age*, 9-10.
- 註三 R. L. Poole, *Illustrations of the Hist. of Medieval Thought and Learning*, 200-201.
- 註四 第十二世紀の初頭に死す。Henry IV. は彼の論の極端なるの故を以て彼を半に投ず。Larouse, *Grand Dictionnaire-universel*.
- 註五 Poole, op. cit., 203-204; F. Ager, *Essai sur l'Histoire des Doctrines du Contrat Social*, 57-58.
- 註六 Poole, op. cit., 205-206.
- 註七 *Ibid.*, 208-209.
- 註八 *De regimine principum*, I. 243. Baumann, *Die Staatslehre des h. Thomas von Aquino*, 29-34. 121; Poole, op. cit. 210 以下参照。
- 註九 Baumann, op. cit., 80-81. 176-178.
- 註一〇 *The Summa Theologica of St. Thomas Aquinas (Fathers of the Engl. Dominican Province's trans.) Part II. (First Part: Third Number) Q. XCII.*
- 註一一 *Ibid.*, Q. XCV. 2.
- 註一二 Baumann, op. cit. 134-136.
- 註一三 *The Summa Theologica*, Q. XCI. 4.
- 註一四 Poole, op. cit. 210 以下参照。

人類の運命は要するに基督教帝國の運命にして、中世の人には神に由つて統帥さるゝ單一の宇宙的社會より外に考慮するを得なかつた。第十三世紀の英國政治思想も神學及び法學の相半する雰圍氣に成長した。されば此間に説く凡ては半人間的にして、他の半面は神の世界に屬するものであつた。而して此間に發達せし政治思想の特長は「王は法の下にあり」とする主權否定の點であつて、此原則は王の裁判官すらも公言して恐るゝ處がなかつた。 *Quod principi placuit legis habet vigorem* なる凡ての國に於て法の上には一定の人なかるべからずとする學説と容れない。若し第十三世紀英國が此説を容れたならば英國王は絶對君主であつたらう。事實此時代に斯る主權が強制さるゝならば夫は單に教會に於てのみであつて、世界は一個の基督教的國家と認めらるゝのであつた。

王は法の上にとする信條と、否然らずして王は法の下にとする信條の間の抗争は、第十六及び第十七の兩世紀の英國憲法史を讀むものゝ常に遭遇する根本問題である。幾多の流血反亂の後、第十七世紀終末の一革命は凡てを後者の原則に於て確定した。政治は法に由り絶對無制限の政治を否定する憲法主義は成

り此流血反亂を見ねばならなかつたのは、畢竟第十三世紀政治思想との間に宗教改革期の王權最高説が介在したるが故であつたと云ひ得やう。第十三世紀英國の政治思想は單なる孤立の思想にはあらで自由主義上の一進歩の顯著の時代で、此關係に於て此一世紀を觀察する時は自ら此世紀の政治學上の意義が分明なる。Communitas communitatum は英國中世社會の特長で imperium in imperio は其政治權力の實際であつたとする。吾人は更に之に附け加ふるに當時の思想を以てし、中世には主權の觀念が存在しなかつたとするのである。

(一九二六・二六)

小農維持法に就て

瀧本 誠 一

古代の農業は鑿井而飲、畔田而食と云へる原始農業より發達したるものであつて、時代の経過と與に多少の進歩をなして、幾何か其の面目を改めたることは云ふ迄もなしと雖も、要する所自ら耕して食ひ自ら織つて衣ると云ふことが其の根本主義であつて、此の時代に於ける農業そのもの、目的は之に従事する者が自己及其の家族の生計に必要なものを土地より生産することである、勿論其の生産に餘りあれば之を賣拂ふか若くは他の必要品に交易して其の用を充すことあるも、其れは農業の主たる目的にあらず、寧ろ附帶の餘業に外ならないのである、段々後世に及び分業の行はるゝに至ては衣服は大抵之を市に需め、住家は大工を雇ふて之を建て、其の他の日用品も亦多くは他人の手に造られたるものを購求して用を辨ずることゝなつて、何でも彼でも自ら生産すると云ふことは自然消滅したるも